

参考資料

1. 用語解説

※第5章「施策の推進方向」に掲載している「主要な事業」の具体的な内容については、計画の別冊「令和3年度から令和7年度にかかる主要な事業」に掲載しています。

あ行

➤ ICT（アイシーティー）

「インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー」の略で、「情報通信技術」を指す言葉。メールや SNS などインターネットを活用してさまざまな人と人をつなぐ技術やサービスの総称。

➤ アウトリーチ

積極的に地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、相談等の支援をはたらかせること。

➤ 新しい生活様式

オンラインによる集会や、在宅勤務などによる3密（密集、密接、密閉）の回避をはじめとした、新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。

➤ あんぜん・あんしん賃貸検索システム

子育て世帯等が安心して入居できる一定の条件が整った民間賃貸住宅に関する情報をインターネット上で提供し、円滑な住まい探しを支援するシステム。

➤ SNS（エスエヌエス）

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネットを利用し、個人やグループ間の社会的なネットワークの形成を支援するコミュニティ型のサービスの総称。

か行

➤ 家庭生活支援員

ひとり親家庭等が修学や病気などさまざまな事情により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣するヘルパーのこと（ひとり親家庭等日常生活支援事業）。

➤ 健康福祉相談センター「北部リーフ」

健康や子育て、福祉に関するさまざまな相談に対応する相談窓口。北部支所内に設置。

➤ 公正証書

公証役場で公証人により作成される文書。公文書として高い証明力があり、養育費など金銭債務の取り決めについて公正証書を作成することで、相手方がその支払いを怠ったときに裁判所の判決を待たずに強制執行することができる。

➤ 高等教育の修学支援新制度

意欲のある子どもたちの進学を支援するため、所得など要件を満たす世帯に対し、大学や高等専門学校等への修学に必要な「授業料・入学金の減額または免除」と、返還を要しない「給付型奨学金」の支給を行う国の制度。令和2年4月から開始された。

➤ 心の教室相談員

小学校に配置され、不登校や問題行動など、生徒指導上の諸課題の解決のため、児童・保護者、教職員に助言を行うなどする専門員。

➤ 子ども食堂

家で一人で食事をする、夜遅くまで一人で過ごすといった環境にある子どもたちに対し、地域住民等が主体となり、無料または低額で食事や団らんの場を提供する活動。

➤ 子どもの育ち見守りセンター「となとな」

家庭児童相談やひとり親家庭等相談、ひきこもり相談等の子どもや子育てに関する相談支援を総合的に行う市の機関。令和2年4月に「子ども総合相談センター」から機能強化を行い、改編して設置。

➤ 子供の貧困対策に関する大綱

子どもの貧困が社会問題となるなか、平成26年に国において示された子どもの貧困対策の基本方針。本大綱に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育面、経済面、生活面など総合的に対策を進めることとされた。

さ行

➤ 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を目的に支給される手当。

➤ 就労支援ひらかた

生活保護受給者等に対する就労支援を一体的に実施するため、枚方市役所内に設置されたハローワーク枚方の常設窓口。

➤ ショートステイ・トワイライトステイ事業

家庭での子どもの養育が一時的に困難になった時や保護者が仕事等のため夜間等に子どもの養育が困難になったときに、子どもを預かるサービス。

➤ スクールカウンセラー

いじめや不登校など学校生活上の子どもの諸課題の早期発見・対応のため、学校において教育相談等を行う専門員。

➤ スクールソーシャルワーカー

小・中学校等を巡回し、子どもの養育環境全般を把握、一人ひとりのさまざまな状況に応じて教育・福祉の両面から助言を行う専門員。

➤ 生活困窮者自立支援制度

(自立相談支援センター)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、住居や就労、家計など総合的な支援を行う制度。自立相談支援センターでは、仕事や暮らしのこと等、相談支援員が一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援を行う。

た行

➤ 男女共生フロア・ウィル

性別にかかわらず誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざす市の拠点施設。男女共同参画に関する講座等の開催や、夫婦・家族関係や生き方などさまざまな悩みに関する相談支援等を行う。

な行

➤ 日本司法支援センター（法テラス）

国により設置された法的なトラブルの解決を支援する法務省所管の法人。各種相談機関に関する情報提供や、離婚や養育費等の無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替え等を行う。

は行

➤ 枚方市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法等に基づき策定する、待機児童の解消や子育てに関する相談支援、子どもの貧困対策など、本市の子ども・子育て支援策全般についての取り組みの方向性をまとめた計画。

➤ 枚方市父子福祉会

父子家庭の父親が会員となり、会員相互の支え合いを目的に活動する当事者団体。

➤ 枚方市母子寡婦福祉会

母子家庭の母親や、現在は子どもが成人し寡婦となった方までが会員となり、会員相互の支え合い活動等を行う当事者団体。

➤ ファミリー・サポート・センター

援助の必要な子育て家庭が、有償ボランティアの会員から子どもの預かりや送迎等のサポートを受けられる会員組織。

➤ 母子家庭等就業・自立支援センター

母子・父子家庭、寡婦の就業相談から求人情報の提供のほか、養育費に関する相談・情報提供等を実施する機関。

➤ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に入所できる施設。母子が安全で安心した生活を送れるよう、相談や援助を行いながら自立を支援する。

➤ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦に対し、子どもの就学資金など生活に必要な資金の貸付を行う制度。

➤ 母子・父子自立支援員

母子・父子家庭及び寡婦、これからひとり親になるかもしれない方のさまざまな相談に応じ、その自立のために必要な支援を行う専門員。

➤ 母子父子福祉推進委員

ひとり親家庭等からの悩み事や心配事などさまざまな相談に応じる地域の身近な相談員。

ま行

➤ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、低所得者や高齢者世帯、障害者世帯、児童及び妊産婦のいる世帯などの実態把握と援助活動など、地域福祉を推進する役割を担う。

➤ 面会交流

夫婦が離婚等により離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つこと。

や行

➤ 養育費相談支援センター

養育費や面会交流に関する支援を行うため国が設置した機関。当事者からの相談等に応じるほか、各地の母子家庭等就業・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修などを行う。

➤ 養育費保証契約

養育費の支払いについて取り決めをしたにもかかわらず不払いや遅延があった場合に、養育費の受け取りを保証（養育費の立替え等）するため、主に民間保証会社等との間で締結する契約。

➤ 幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの利用料を無償とする国の制度。令和元年10月から開始。

わ行

➤ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感をもって働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活など私生活においても自分らしいライフスタイルを選択・実現できること。

2. 枚方市社会福祉審議会への諮問

子セ第 1425 号
令和2年2月18日

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子 様
児童福祉専門分科会
会長 大西 雅裕 様

枚方市長 伏見 隆

第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について（諮問）

標題の件につきまして、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第11条の規定による「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して、同法第12条3項の規定に基づき、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」について、貴審議会に諮問します。

3. 枚方市社会福祉審議会からの答申

令和2年12月14日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子
児童福祉専門分科会
会長 大西 雅裕

「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」について（答申）

枚方市社会福祉審議会は、令和2年2月18日付、子セ第1425号で「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について諮問を受け、本審議会の児童福祉専門分科会で審議することとし、「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」の結果等を踏まえながら継続的に審議した結果、別添「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）」のとおり、下記の意見を付して答申します。

記

「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）」に対する付帯意見

1. 「ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち」を目指すうえで、行政だけでなく、事業者や関係団体、ひいては市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を果たしながら取り組んでいくことが不可欠であることから、市においては、様々な主体が互いに連携・協力し合える具体的な仕組みの構築に取り組んでいただきたい。
2. ひとり親家庭における子どもの貧困率は今なお高い水準にあり、厳しい生活状況がうかがえることから、計画に基づく制度・施策を、支援を必要とする子どもやその家庭に確実に届けるとともに、すべての子どもたちが夢や希望を持つことができるよう、社会全体で子どもを支える体制づくりに努められたい。

以上

4. 枚方市社会福祉審議会条例

平成 25 年 12 月 9 日

条例第 41 号

改正 平成 27 年 3 月 9 日 条例第 13 号

平成 27 年 6 月 16 日 条例第 24 号

平成 29 年 9 月 13 日 条例第 40 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員19人以内で組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内)とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあっては3年(臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内)とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあっては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあっては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(専門分科会)

第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項に規定する合議制の機関
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する合議制の機関
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する合議制の機関(専門分科会の組織及び運営)

第10条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

6 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第11条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 審議会は、審査部会(社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止)

2 枚方市障害者施策推進審議会条例(平成24年枚方市条例第36号)は、廃止する。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

3 枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成27年3月9日条例第13号]

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(枚方市子ども・子育て審議会条例の廃止)

2 枚方市子ども・子育て審議会条例(平成25年枚方市条例第10号)は、廃止する。

附 則[平成27年6月16日条例第24号]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則[平成29年9月13日条例第40号抄]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

5. 枚方市社会福祉審議会規則

平成 26 年 3 月 31 日

規則第 26 号

改正 平成 26 年 9 月 30 日規則第 106 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 29 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。)及び枚方市社会福祉審議会条例(平成 25 年枚方市条例第 41 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第 11 条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

(2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議

ロ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第4項各号に掲げる事務

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 10 項に規定する事務

(3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 児童の福祉に関する事項の調査審議

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第7条第2号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

ハ 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

(4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務

(5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議

(6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議

(7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務

イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員了解職勧告及び解散命令に関する調査審議

ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

(審査部会)

第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第 11 条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査

(2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

- (3) 母子・父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 13 条に規定する母子福祉資金、同法第 31 条の6に規定する父子福祉資金及び同法第 32 条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査
- (4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務
 - イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第4項及び第 35 条第6項に規定する認可に関する事項の審査
 - ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第3項に規定する認可、同法第 21 条第2項に規定する命令及び同法第 22 条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査
- 3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。
- 6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則〔平成 26 年9月 30 日規則第 106 号抄〕

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 10 月1日から施行する。

附 則〔平成 27 年3月 31 日規則第 29 号〕

この規則は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則〔平成 30 年3月 30 日規則第 20 号〕

この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。

6. 枚方市社会福祉審議会(本審)及び児童福祉専門分科会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属等	本審 (注1)	分科会 (注2)	備考
明石 隆行	種智院大学 教授	委員		
荒 義重	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長		委員	
安藤 和彦	ユマニテク短期大学 特別招聘教授 京都西山短期大学 客員教授	委員		
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員		
井上 一隆	弁護士		委員	R2.3.31 まで
上野谷 加代子	同志社大学 名誉教授	委員長		
枝村 たつ江	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 関西 理事		委員	
遠藤 修司	枚方市父子福祉会 会長		委員	R2.7.22 から
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員	会長	
大村 美智代	北大阪商工会議所会員増強推進室 室長		委員	R2.3.31 まで
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会 会長	委員		
岡本 千代子	枚方市母子寡婦福祉会 会長		委員	
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 役員	委員		
河野 暢之	枚方公共職業安定所 次長		委員	
佐藤 嘉枝	枚方市介護支援専門員連絡協議会 副会長	委員		
高田 研一	北大阪商工会議所総務部総務課 課長		委員	R2.4.1 から
武 正行	枚方市社会福祉協議会 会長	委員		
玉野 まりこ	弁護士		委員	R2.4.1 から
所 めぐみ	関西大学 教授	副委員長		

氏名	所属等	本審 (注1)	分科会 (注2)	備考
富岡 量秀	大谷大学 教授	委員	副会長	
仲 光男	税理士		委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会	委員		
橋本 有理子	関西福祉科学大学 教授	委員		
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員		
原 啓一郎	弁護士	委員		
肥田 時子	(本審) 枚方市民生委員児童委員協議会 会長 (分科会) 枚方市社会福祉協議会 副会長	副委員長	委員	
藤本 良知	枚方市医師会 名誉会長	委員		
三木 桂一	枚方市父子福祉会 会長		委員	R2.7.22 まで
三田 優子	大阪府立大学 准教授	委員		
三戸 隆	枚方市医師会 理事	委員		

(注1) 令和3年3月31日時点

(注2) 令和2年2月18日～令和2年12月14日(第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画策定の諮問期間)

7. 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過

開催日	審議会名	案 件
令和2年 2月18日	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について諮問	
	令和元年度 第2回 児童福祉専門分科会	(1) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について (2) 計画策定に向けたアンケート調査について
令和2年 5月7日 ～ 6月30日	「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」を実施 【調査対象】 ●母子・父子家庭 3,879件（有効回収数 1,712件） ●寡婦家庭 109件（有効回収数 66件）	
令和2年 5月15日 ～ 6月4日	令和2年度 第1回 枚方市社会福祉審議会 （書面会議）	・専門分科会等の委員の選出について ・専門分科会等の決議権限等の取扱いについて 他
令和2年 7月22日	令和2年度 第1回 児童福祉専門分科会	(1) ひとり親家庭等に関するアンケート調査結果（速報版）について (2) 第3次ひとり親家庭等自立促進計画の確認及び評価と第4次計画における基本的な考え方について
令和2年 9月15日	令和2年度 第2回 児童福祉専門分科会	(1) ひとり親家庭等に関するアンケート調査及び関係機関等調査の結果について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（骨子案）について 他
令和2年 10月30日	令和2年度 第3回 児童福祉専門分科会	(1) ひとり親家庭等への支援に関する関係機関等調査報告書（案）について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について
令和2年 12月14日	令和2年度 第4回 児童福祉専門分科会	(1) 【報告】母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）について
	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」について答申	
令和2年 12月25日 ～ 令和3年 1月14日	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）」についてのパブリックコメントの実施 ※市民説明会（令和3年1月9日）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、計画案の概要について説明を行う動画を配信。	

第 4 次 枚方市ひとり親家庭等自立促進計画

令和 3（2021）年 3 月

発行 枚方市子ども未来部子ども青少年政策課
〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 2 0 号
TEL : 072-841-1375
FAX : 072-843-2244
E-mail : kodosei@city.hirakata.osaka.jp